

憲法第二〇条第一項における「政治上の権力」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十二年五月十日

参議院議長 斎藤十朗殿

小川敏夫

憲法第二一〇条第一項における「政治上の権力」に関する質問主意書

特定の宗教団体の主導により設立された政党に所属する者が内閣の構成員となつてゐる。当該政党が特定宗教団体の指揮下にあるとするなら、宗教団体の政治的権力の行使に当たると思われる所以、憲法上これを禁止する条項についてその詳細を明らかにする必要がある。

よつて、次のとおり質問する。

- 一、憲法第二一〇条第一項における、「政治上の権力」とはどういうことか。具体的に示されたい。
- 二、憲法第六五条にいう「行政権」はこの「政治上の権力」に当たるか。見解を示されたい。

右質問する。